

第 49 回 岩手県環境審議会大気部会 会議録

1 開催日時

令和 5 年 6 月 19 日（月） 11 : 00～11:30

2 開催場所

エスポワールいわて 3 階特別会議室

3 出席者（敬称略、50 音順）

【委員】

小野澤 章子

小野寺 真澄

齊藤 貢

丹野 高三

4 議 事

(1) 岩手県風力発電導入構想の廃止について

(2) その他

○川端環境生活企画室主任主査 では定刻になりました。

ただいまから「第 49 回岩手県環境審議会大気部会」を開催いたします。

私は事務局を担当しております環境生活企画室の川端と申します。暫時司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員総数 6 名のうち 4 名のご出席をいただいております。過半数を達しておりますので、岩手県環境審議会条例第 8 条第 4 項の規定により、当条例第 7 条第 1 項の規定により会議は成立していることを報告いたします。

なお、当審議会ですが、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報、インターネットの県のホームページで公開することとしておりますので、あらかじめご了承願います。

では初めに、環境生活企画室クリーン推進課長の高橋よりご挨拶申し上げます。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 高橋でございます。本日はお忙しい中ご対応いただきまして、ありがとうございます。

昨年度になりますけれども、県の地球温暖化対策実行計画の見直しを行ったほか、その中において、新たに地域の実情に合った脱炭素化を推進するため、促進区域の設定に関する県の基準につきましても、策定をさせていただきました。

この場をお借りして、改めまして皆様に御礼申し上げます。

ありがとうございました。

今年度につきましては、県内の一部市町村において、実行計画の策定、或いは促進区域の設定に向けた取組が行われているほか、先日、6月6日におきましては、県内の市町村にお集まりいただきまして、GXの推進について先行地域の取組状況などの情報共有を図る会議を開催したところであります。

今後一層、脱炭素化に向けた取組が進んでいくというふうに思っております。

本日は、こうした背景も踏まえまして、議題として、風力発電導入構想の取扱いなどについて、ご用意しております。

皆様から忌憚のないご意見をいただきますように、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○川端環境生活企画室主任主査 それではただいまから、次第3の議事に入ります。

以降の進行については、審議会条例の規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、丹野部会長をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○丹野高三部会長 よろしくをお願いいたします。

皆さんおはようございます。お忙しいところありがとうございます。

それでは早速、会議の次第により議事を進めて参ります。

(1) 岩手県風力発電導入方法について、事務局から説明をお願いいたします。

○池田環境生活企画室特命課長 事務局の池田と申します。よろしくをお願いいたします。

座ってご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは最初に、お手元にお送りしておりました資料No. 1 岩手県風力発電導入構想の廃止についてという資料をご覧ください。

経緯についてでございますけれども、この構想につきましては、県が風力電導入の可能性が高いと見込まれる地域をお示ししまして、開発事業者の皆様に対して誘致をするために策定したものでございます。

下の表のところでお示しをしておりますけれども、当初想定していた想定設置規模として220MWを想定して策定しておりましたけれども、現状といたしますと、立地済みのものが76MW程度あって、立地計画として今存在するものが、1,164MW程度が策定されています。したがって、立地済みと計画を合わせますと、当初の想定を大きく超えているような状況でございます。

また、それ以外の区域につきましても、昨今の再生可能エネルギーの導入という状況を見ますと、新たな風力発電の立地が相当程度計画されており、風力発電の導入が進んでいるような状況でございます。

また、(2) になりますけれども、再生可能エネルギーを取り巻く状況ということで、令和3年には、地球温暖化対策推進法が改正されまして、地域の合意形成を県が円滑化しつつ地域の活動を促進するという目的といたしまして、市町村等が促進区域や地域ごとの配置事

項を定められることになってございます。

こちらの方につきましては、昨年度、先ほど課長からのご挨拶にもございましたけれども、第二次岩手県地球温暖化対策実行計画の中におきまして、都道府県が定めることができる促進区域の設定に関する基準いうものを設定させていただいているところです。

これらの状況を踏まえまして、私どもといたしましては、導入可能性の高い地域の導入が進んでおり、風力発電導入構想につきましては、一定の役割を終えたものと判断いたしまして、今年6月末をもって廃止させていただきたいというものでございます。今後の取扱いにつきましては、促進区域の設定に関する基準の周知をさせていただくとともに、市町村が地域の実情に合った再生可能エネルギーの導入ができるように、促進区域の設定に向けた取組を支援していくというような形で、風力発電の導入促進というものを図ってまいりたいというところでございます。

今回この件につきまして、皆様からご意見をちょうだいしたいと思います。

どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

○丹野高三部会長 はい。ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問やご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

理解としてはですね、促進地域促進区域の設定基準が、昨年度、設定されたことがあって、こちらは一定の役割を終えたという理解でよろしい。

○池田環境生活企画室特命課長 はい。そうですね。我々の方がこの導入構想の中で設定しているところについては十分進んでいて、それ以外のところにつきましても、風力発電の導入が進んできているという状況にございますので、岩手県がここに風力発電を積極的に導入しようというような状況ではなくなってきており、市町村が実情に合った形で設定できるようになってきたということが大きく影響を与えてございますので、そういう意味で一定の役割を終えたということでございます。

○丹野高三部会長 よろしいでしょうか。

こちらは、特にご質問等ないようであれば、この事務局の提案に対して、異議なしということでもよろしいでしょうか。

手が上がっていました。失礼いたしました。斎藤委員お願いいたします。

○齊藤 貢委員 はい。すいません。ちょっと遅れての発言になります。

私としては異議があるものではございません。廃止で結構だと思っておりますが、ちょっとお伺いしたい点がございます。これまでの風力発電の導入構想は県が策定したものだと思いますが、これからは促進区域については、市町村がいろいろ考えていかれるということだと思います。

今回、この構想を廃止したことが、市町村が促進区域を決めるための足枷になっては困る

ので当然廃止でよろしいと思うのですが、市町村が出してきた促進区域について、県の立場といたしますか、市町村との情報共有だったり、県の指導だったりっていう、その辺の体制がもし決まっていればお伺いしたいです。

○丹野高三部会長 事務局をお願いします。

○池田環境生活企画室特命課長 市町村の促進区域の設定ということにつきまして、まず一つは市町村で、この促進区域を設定するにあたって、実行計画を策定していただく必要がございます。それに合わせまして、国でも支援をしているのですが、県としても、策定の支援を行っていききたいというふうに考えてございます。

また、この下のところの括弧の中に書いているのですけれども、そういう先行している市町村がございまして、そのようなところの取組内容を市町村間で共有できるように県市町村GX推進会議というものを、先日開催させていただいたのですけれども、そういったところが、どういう取組をしているのかについて随時共有していくということ、また以前から公表させていただいているのですけれども、再生可能エネルギーの導入支援マップというのはホームページ等で公開させていただいておりますので、そのような基礎情報とあわせまして、私どもといたしましては市町村のこれからの活動を支援していくということを考えてございます。

○齊藤 貢委員 支援という点はいいのですが、例えば市町村がこのエリアに風力発電を設置したいという構想を持っている場合、例えばそのプランが出てきた時に県の方が持っている資料でそのエリアはまずいのではないかと、いうように、県がその構想を止めることができるものなのでしょうか。

○池田環境生活企画室特命課長 県が止めるということよりは、今のお話については様々な規制がかかっているものについてのお話だと思います。

いわゆる農地転用の話とか、様々な土地の利用形態についてのご相談をいただいて、県が止めるというよりは、私どもも一緒になって策定を支援していくというようなイメージで考えています。

○齊藤 貢委員 ということは、あくまでも市町村の考えを尊重するということですね。

新しいエリアを指定することは当然ないにしても、今後、そのエリアで構想を進めるのは難しいのではないかとというようなアドバイスを県の方でしてあげるといことで。

○池田環境生活企画室特命課長 そうですね。当然そういったようなアドバイスもさせていただきますし、あとは市町村では促進区域を設定する時に会議の場を設定していただいでございまして、そういった場合にもお誘いいただければ参加させていただくなど、様々な機会を通じてアドバイスをしていければなという風に考えております。

○齊藤 貢委員 はい、ありがとうございます。県と市町村と連携を十分とっていただきたいなと思います。

○丹野高三部会長 齊藤委員ありがとうございました。それでは、小野寺委員よろしく願いいたします。

○小野寺真澄委員 すいません。そもそものところでまた教えていただきたいと思うのですが、想定設置規模 220MW 程度というのは、今回計画目標策定変更に伴ってだったのか、それとも当初目標だったのかってところがちょっとわからなくなっています。

○池田環境生活企画室特命課長 今回の改訂に伴う変更ではございませんで、風力発電導入構想策定時に、風況の状況とか、そういったものを調査させていただいて、その中で風況のよいところでこれぐらいの発電量が見込めるだろうというようなことで設定させていただいたものでございます。ですので、変更とは直接の関係ないってことでございます。

○小野寺真澄委員 そうするとですね、今回目標値を大幅に上げて、2030 年目標を掲げていると思うのですが、それに対して風力発電の立ち位置も大きなウェイトを占めるのかなと思っています。この目標はどこかに、この後引き継ぐ、市町村設定区域等々に関して引き継がれるのか、それとも目標というものがあるのかどうなのか、何かその明確な指標がないと、実際にそれが目標に対してきちんと進んでいるのかどうかという指標なくなってしまうのですが、その辺はどうなのでしょう。

○池田環境生活企画室特命課長 今回の、この構想の想定規模と目標設定の考え方は異なっております。現在の目標を設定する際はこれから導入されるであろう規模を想定して作っておりますので、この風力発電導入構想の 220 というものを当てはめて目標設定しているわけではございませんので、計画としては、これを廃止したからといって目標がなくなるという意味ではないというふうに考えてございます。

○小野寺真澄委員 これは実行される予定でいるものが、上乘せのところでは立地計画のものを含めてこれ以上は必要ないってところで大丈夫でしょうか。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 すいません。課長の高橋です。目標の引き継ぎに関しましては、昨年改訂した県の実行計画の中で、大きく二つ目標があつてですね。一つは、再生可能エネルギー電力による電力自給率というものをお示しして、2030 年 60%を目指しますというのを示しました。もう一つはですね。計画の一番後ろの方に指標というものを作りまして、その中で、再生可能エネルギー導入量、これは導入の規模とっていただければと思うのですが、こちらについても、当面の目標として、令和 7

年度までに何メガワットということで、大きく二つ目標設定していますので、基本的にはその中に目標としては引き継がれるということになります。

○小野寺真澄委員 分かりました。すみません。ありがとうございました。

○丹野高三部会長 よろしいでしょうか。今出していただいているのが、それに関連したものですかね。画面共有していただいているのは。

○池田環境生活企画室特命課長 今共有させていただきます。こちらの方に再生可能エネルギー導入量を目標として目標として設定してございます。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 よろしいですか。今、池田が説明した通りでございまして、先ほど申し上げた二つの目標のうちの 하나가、ここに記載しておりますけども再エネの導入量ということで、一番右側が令和7年度目標になっていまして、2,081キロワットを目指しますということで、こちらに引き継がれているということになります。

○丹野高三部会長 小野寺委員よろしいでしょうか。

○小野寺真澄委員 はい。ありがとうございます。

○丹野高三部会長 その他ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうかね。なければ、この廃止についてですけれども、事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。はい。

ありがとうございます。

では異議なしということにいたします。

議事の(2)その他ですけれども、事務局何かございますか。

○中村環境生活企画室企画課長 はい。環境生活企画室の企画課長中村と申します。午後の親会である審議会の方で提案する予定の議題でございしますが、環境審議会運営規程の一部改正について説明させていただきます。資料の2をご覧くださいと思います。

こちらの趣旨でございしますが、現在、大気部会の審議事項となっております「地球温暖化防止に関する事項」につきまして、先ほど説明ありました第二次地球温暖化対策実行計画もありますし、あと今年度からスタートいたしました、いわて県民計画第二期アクションプランにおきましても、重点事項の一つとして、GX、グリーントランスフォーメーションの推進を掲げておりまして、脱炭素社会の形成を重点的にする観点から、審議会本体においての項目について幅広く議論するための所要の改正を行いたいということでございます。

2の改正理由でございします。

先ほど説明いたしましたとおり、今年3月に地球温暖化対策実行計画を改訂いたしまして、

省エネの推進や再エネの導入促進、森林吸収源対策などにより、2030年が温室効果ガス排出量を2013年度比で57%に削減するという新たな目標を設定したところでございます。

これらを踏まえまして、地球温暖化防止や脱炭素社会の形成に係る事項につきましては、複数の部会にまたがる内容であることや、多岐にわたる専門家の知見のもとで、審議を行う必要があると考えまして、規程の一部を改正し審議会全体で幅広く議論していただくとするものでございます。

3の改正案でございますが、新旧対照表の記載の通りでございますが、大気部会の審議事項の「5 地球温暖化防止に関すること」を削るということでございます。

4の備考でございます。

今後の対応といたしまして、(1)ですけれども、地球温暖化防止に関する事項の審議にあたっては、必要に応じて、環境省の担当者等専門家にオブザーバー参加を求めることにしたいと思っております。

それから(2)ですけれども、昨年度のようにですね、計画改訂等大きな事案がある場合は、特に集中して審議すべき事項ということで、運営規定に基づきまして、特別部会を設置して審議を行いたいと考えております。

次のページ以降はですね、参考ということで、運営規定で規定されている各部会の審議事項と議決事項を整理したものでございます。2ページ目3ページ目がその表になります。

4ページ目以降が、改訂後の運営規定の全文となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○丹野高三部会長 はい。ありがとうございます。

今の事務局からのご説明にご意見等ございますでしょうか。

小野澤委員お願いします。

○小野澤章子委員 はい。ありがとうございました。

私としても、この大気部会で地球温暖化の事項を検討するのが少し不思議だなと思いつながら、今まで担当したということがありますので、事務局の先ほどの説明で、ここからはずすということは賛成といいますか、その方がいいのではないかなというふうに思っています。その上で、一番最後の備考のところ、この間のような計画を大きく改訂するような大必要な場合には特別部会を設置するという内規のようなものを入れるということですが、通常環境審議会の業務というかそういう検討事項として、この地球温暖化防止そのものについて何か議題になるべきこととか、そういったものが、通常にあるのかなって思っていたのですけれども、特別な改訂の時以外はどうかというの、ちょっと確認させていただければ安心かなと思っていましたので、その点ちょっと説明いただければと思います。

○丹野高三部会長 事務局お願いします。

○中村環境生活企画室企画課長 はい。ありがとうございます。

温暖化防止に限らず、環境分野に関しては議事があるごとに、毎年度、審議事項とかですね、あとはその他事項として、環境審議会の方では、ご審議いただくということとなっておりますので、午後の本体の方の会議でも昨年度の取組の紹介だとか、進捗状況の報告等がございますので、その中で、温暖化防止、脱炭素の取組状況を説明するということがありまして、それについて、委員の皆様方からのご意見いただく機会がありますので、温暖化に関して特別毎年こう何かがあるというわけではなくて全般的にあった際には、親会の方で審議していただくということでございます。

○丹野高三部会長 小野澤委員よろしいでしょうか。

○小野澤章子委員 はい。わかりました。なんと言うのでしょうか。

非常に重要度が高いので、誰が担当するのかわからなくなっているみたいなことは避けたほうがいいなというふうに思ったのですけれども、その点直接その本委員会の方に、提案されるというようなことで、確認等は行っていくという回答だったと理解しますので、そういう方向でいいのかなとは思いますが。

ただ十分ご存知だと思うのですが、やっぱりこの環境審議会は非常に委員数が多く、私もいくつかの県の審議会等をさせていただいているのですが、なかなかやっぱり重要な議題として、本委員会だけでやるっていうのは難しい面もあるのかなど。いろんな人の意見が聞けるっていうメリットもありますけれども、やっぱりそういうこともあるのかなと思いましたので、今後その議題が整理されていく中で適切な部会に位置づけるっていうことも必要な場合もあるのかなというふうに少し考えたということだけ、付言させていただきます。以上です。

○丹野高三部会長 はい。ありがとうございます。事務局よろしいでしょうか。

○中村環境生活企画室企画課長 はい。ありがとうございます。

○丹野高三部会長 その他ございますでしょうか。今、小野澤委員からもありましたけれども、整理されるのがよいと思うのですが、責任がどこにあるのかとか、担当がどこにあるのかについては大切なことだと思いますので、その点は午後の環境審議会のところでも、意見として、議論を深めていただければいいのかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

その他、委員の皆様から、その件に関してご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは発言は以上ですので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

どうもありがとうございました。

○川端環境生活企画室主任主査 丹野部会長ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、岩手県環境審議会大気部会を終了いたします。

なお、午後からは、この会場におきまして親会であります、岩手県環境審議会を午後1時半

から開催いたします。

引き続きリモートでご出席いただける委員の皆様におかれましては、お時間の 10 分前を目途にご案内しております Zoom の ID 等により、入室いただきたいと思います。

本日はありがとうございました。